

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令第
規制の名称	(1)重要施設である生活関連施設の類型、(2)収用委員会の裁決の申請手続、(3)事前届出の例外
規制の区分	新設・改正(拡充・緩和)・廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局	政策統括官(重要土地担当)
評価実施時期	令和4年7月
1. 規制の目的、内容及び必要性	<p>令和3年6月23日に公布された重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(以下「重要土地等調査法」という。)は、近年、我が国を取り巻く安全保障をめぐる環境が不確実性を増している状況に鑑み、我が国の安全保障等に寄与することを目的として制定された。重要土地等調査法では、</p> <p>① 重要施設(防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設)の周辺の区域及び国境離島等の区域のうち、当該重要施設等が有する機能を維持するため、その区域内の土地等が当該施設等の機能を阻害する行為(以下「機能阻害行為」という。)の用に供されることを特に防止する必要があるものを注視区域として指定することができ、当該区域内にある土地等の利用者が当該土地等を機能阻害行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認められる場合には、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を機能阻害行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべきことを勧告し、正当な理由がなく当該勧告に従わない場合には、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる</p> <p>② 特定重要施設の機能又は特定国境離島等の機能を維持するため、注視区域のうち、その区域内の土地等が機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があると認められるものを特別注視区域として指定することができ、当該区域内にある一定面積以上の土地等の所有権等の移転等の契約の当事者に、原則として、内閣総理大臣への事前届出を義務付けることとされている。</p> <p>本政令では、重要土地等調査法第2条第2項第3号、第7条第1項、第10条第3項並びに第13条第1項及び第2項の規定に基づき、</p> <p>(1)重要施設である生活関連施設を原子力関係施設及び空港とする旨</p> <p>(2)収用委員会に対して、「損失の事実」、「損失の補償の見積とその内訳」及び「協議の経過」を記載した裁決申請書を提出する旨</p> <p>(3)届出の対象とならない土地等の面積、届出義務を免除する者及び契約の類型並びに事前届出の対象とならないが事後届出の対象となる事由等を定める。</p> <p>上記による規制を行わない場合、我が国を取り巻く安全保障環境の変化により、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されるという状況が発生するおそれがある。</p>
2. 直接的な費用の把握	<p>① 遵守費用</p> <p>(1)土地等を機能阻害行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告された場合等において、当該土地等の利用者に、当該措置をとるための費用。</p> <p>(2)裁決を申請する者において、申請のため、書類作成1件当たり2,570円の費用</p> <p>(3)所定の事項を届け出するため、書類作成1件当たり1,285円の費用</p> <p>② 行政費用</p> <p>(1)注視区域として指定するかどうかを判断するための作業や指定の手続に要する費用、各種データを適切に管理・活用するためのデータベースの構築のための費用等</p> <p>(2)行政費用は収用委員会で発生するものであり、府内での行政費用は発生しない。</p> <p>(3)届出の受理等を行うための費用、データベース・EBサイト等の構築・提供に要する費用</p>
3. 直接的な効果(便益)の把握	<p>(1)原子力関係施設及び空港に対する機能阻害行為の防止を図ることができ、ひいては同法の目的である国民生活の基盤の維持及び我が国の安全保障に資する。</p> <p>(2)申請者の負担の軽減及び手続の円滑化に寄与に寄与する等</p> <p>(3)土地等の所有権等の移転等に際しての届出書類の作成の負担を必要最小限に抑えることができる。</p>
4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握	土地取引そのものを規制するものではないため、特段想定されない。
5. 費用と効果(便益)の関係	<p>(1)当該規制の導入に際して、一定の遵守費用及び行政費用の発生が見込まれる。</p> <p>一方で、機能阻害行為が行われた場合、重大な被害を生ずるおそれがあり、これを防止するために両者を生活関連施設として定める効果は、我が国の安全保障という観点から大きいと見込まれることから、当該規制を採用することが適当。</p> <p>(2)当該規制の導入に際して、一定の遵守費用の発生が見込まれる。</p> <p>一方で、申請者の負担及び収用委員会の事務が軽減され、手続の円滑化に寄与する便益が大きいことから、当該規制を導入することが適当。</p> <p>(3)当該規制(事前届出)の導入に際して、一定の遵守費用及び行政費用の発生が見込まれる。</p> <p>これに対して、当該規制の例外を定めることで、土地等の取引に係る届出書類の作成の負担を必要最小限に抑えることができることから、当該例外を採用することが適当である。</p>
6. 代替案との比較	<p>(1)原子力関係施設及び空港に加えて、各施設(原子力発電所以外の発電所、ガス精製所、浄水施設、鉄道駅、電気通信交換設備、放送局、重要港湾の港湾施設等)を定めた場合、追加的に得られる効果は限定的である一方、費用において規制案に劣ることから、規制案を採用することが適当。</p> <p>(2)裁決申請書について、記載事項を定めず、申請者が任意の内容を記載することとした場合、規制案の方が費用、効果の両面において優れていることから、規制案を採用することが適当。</p> <p>(3)届出義務の対象とならない範囲について、規制案よりも拡大した場合、代替案の方が費用面は優れているが、法の目的達成の効果は劣る(機能阻害行為のリスクが高まる)ことから、代替案を採用することは適当でない。</p>
7. その他の関連事項	<p>国土利用の実態把握等に関する有識者会議において、「新たな制度的枠組みにおいて、その機能が阻害された場合に国民生活に著しい影響が及ぶ重要インフラ施設周辺の土地についても、対象に含めることを検討することが適当である。安全保障上の懸念が示される対象として原子力発電所、空港等が挙げられる。防衛関係施設や国境離島については法定する一方で、それ以外の類型については、機動的に追加し得る仕組みとしておくことが適当である」旨、「司令部機能を有する防衛関係施設の周辺に所在するなど、安全保障の観点から特に重要性が高いと認められる土地等については、その機能が阻害された場合における影響が甚大であることに鑑み、情報更新の遅延によって不適切な利用の是正機会を逸することのないよう、土地等の売買など、権利の移転につき事前届出制を導入し、最新の情報を常時把握できる仕組みを構築しておくことを検討すべきである。なお、事前届出の対象範囲の設定に当たっては、制度の実効性確保及び過度の負担回避のバランスを考慮し、慎重な検討を行うべきである」旨提言された(令和2年12月24日)。</p>
8. 事後評価の実施時期等	重要土地等調査法の施行後5年を経過した場合において、同法の施行の状況とともに検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる
備考	